

北海道道州制特別区域計画 [素案]

(平成19年度～令和12年度)

目 次

1	道州制特別区域計画の目標	
(1)	北海道の設置	1
(2)	北海道の現状と課題	2
(3)	道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組	5
2	北海道が実施する広域的施策の内容	
(1)	地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供	8
(2)	商工会議所に対する許認可手続等の円滑化	8
(3)	鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化	8
(4)	保安施設の整備等による森林の保全	8
(5)	砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進	8
(6)	道路の整備等による安全・安心な道路網の構築	9
(7)	河川の整備等による治水対策の推進	9
(8)	地域医療を担う医師の確保	9
(9)	水道水の安全性及び安定供給の確保	9
3	北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等	
(1)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う 指定医療機関等の指定	10
(2)	商工会議所に対する監督の一部	12
(3)	鳥獣保護管理法に係る危険獣法（麻酔薬の使用）の許可	14
(4)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣へ の届出の廃止	16
(5)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	18
4	北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業	
(1)	民有林の直轄治山事業の一部	20
(2)	直轄通常砂防事業の一部	22
(3)	開発道路に係る直轄事業	23
(4)	二級河川に係る直轄事業	25
5	その他の取組	
(1)	連携・共同事業	26
6	広域的施策の施策効果の把握及び評価	
(1)	基本的な考え方	29
(2)	作業の実施時期等	29
7	今後に向けて	
(1)	これまでの取組の主な成果	30
(2)	道州制特区制度の有効活用に向けて	32

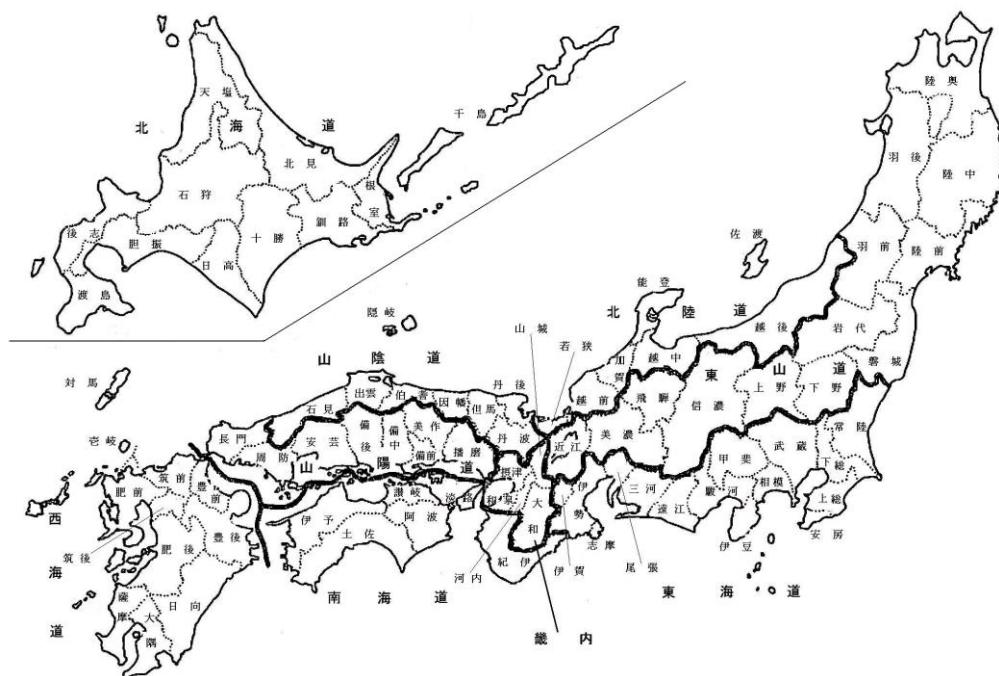
1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

かつて北海道は「蝦夷」と呼ばれていましたが、明治2年、政府は「蝦夷」に11か国（石狩、胆振、渡島、後志、天塩、日高、十勝、北見、釧路、根室、千島）を置き、この地を「北海道」と名付けました。その後、明治15年には、函館、札幌、根室の3県が置かれましたが、明治19年には、これら3県は廃止され、国の機関としての北海道庁長官の時代が長く続きます。

昭和22年、地方自治法が施行され、中央政府の直轄地であった北海道に初めて公選による知事が誕生し、他県と同様の地方自治体としての北海道がスタートしました。その後も、北海道は県を置かずひとくくりで一人の知事が置かれ、面積の小さい順から積み上げた場合、実に22都府県のエリアに相当する広大な地域を対象に行政を担ってきました。さらに、北海道は独立した島として、自然や経済、社会、歴史・文化等において一体性を持つことから、道州制の導入を検討するためにふさわしい条件を有していると考えられます。

〔明治2年「北海道」命名時の「国」と「道」〕



(2) 北海道の現状と課題

本道は、人口減少と少子高齢化が急速に進む中、全国の約22%を占める広大な面積に都市が点在する広域分散型の地域構造もあいまって、人口の偏在や地域社会の縮小に直面しており、特に小規模自治体ほどこうした状況が顕著に現れ、地域における活力の低下や担い手不足などの懸念が生じています。

地域における課題も多様化しており、医療・福祉や地域交通の安定的な確保、地域産業を支える担い手の育成、子育て・教育環境やコミュニティ機能の充実など、経済・産業やくらしに直結する課題に加え、激甚化する自然災害や巨大地震の発生リスクへの備え、さらには、国際情勢の変化を背景としたエネルギーの安定供給、食料や経済の安全保障といった重要課題に直面しています。

このような中、我が国最大の供給力と高い品質を誇る農水産物、魅力あふれる食や観光、豊富に賦存する再生可能エネルギーと豊かな自然環境、独自の歴史・文化といったそれぞれの地域が持つ特性やポテンシャルを活かした取組が一層重要になっており、ＩＣＴやＡＩといったデジタル技術の様々な分野への活用、脱炭素化の取組など、社会が大きく変革する動きが広がりを見せてています。

各地域がこうした変化や課題に柔軟に対応し、将来にわたって発展していくためには、道民及び市町村の創意と主体性が發揮され、地域固有の特性や多彩な地域資源をこれまで以上に活用した取組や人口減少の抑制に向けた取組が持続的に進められることが必要です。

こうした取組を一層効果的に進めるためには、コミュニティや集落といった身近な生活単位から、市町村、振興局所管地域、連携地域はもとより、医療圏や地域福祉圏など行政区域や住民生活に根ざした様々な地域単位で相互に連携・補完し合うことが重要であり、これまで以上に広域自治体である道が果たすべき役割は増していくものと考えられます。

ア 多様な北海道の価値と様々な強みを活用

北海道には、豊かな自然環境や多様なエネルギー資源など、他の地域には見られない、本道ならではの独自性や優位性の源となる価値があります。

こうした価値を見つめ直すとともに、冬の寒さや積雪といった厳しい自然条件の中で培われてきた独自の文化や技術、食や観光などを本道の大きな強みとしてとらえ、様々な強みを活かした取組を積極的に進めていく必要があります。

このため、食や観光の基盤となる農林水産業を成長産業として持続的に発展させていくとともに、国内外の需要を取り込むため、道産食品の高付加価値化やブランド力の強化、リスク分散に対応した輸出拡大の推進に取り組むことが重要となっています。

また、観光については、旅行者の多様なニーズに対応し、本道の優位性を活かした高い付加価値を提供する滞在環境の整備を進めるとともに、一万年以上にわたり厳しくも豊かな北の大地に生きた先人の暮らしを感じることができる縄文遺跡群や、アイヌ文化の多彩な魅力に様々な角度から触れることができるウポポイ（民族共生象徴空間）などの多様な観光資源を有効に活用することも重要です。

さらに、国土保全や地球温暖化防止などの面で重要な役割を担う森林や、本道の貴重な財産である豊かな水資源をはじめとした優れた自然環境を保全するとともに、風力、太陽光、地熱など再生可能エネルギーの活用の促進に取り組み、着実に脱炭素化を推進していくことが求められています。

また、人的被害や多大な経済的な損失が見込まれる首都直下地震や南海トラフ地震の被害の最小化に向けては、リスクの分散化を図ることが不可欠であること

から、近年、首都圏等から遠距離であることによる同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資・運営コスト、優秀で多様な人材、住環境の良好さといった利点を持つ北海道に対する企業の本社機能やデータセンターの移転・立地先としての評価が高まり、移転・立地の動きが着実に進展しているほか、電力の安定供給のために北本連系設備の増強がなされているところであり、今後も、企業におけるB C Pの重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿として一定の役割を担っていくことが求められています。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

全国を上回るスピードで人口減少と少子高齢化が進む北海道においては、持続可能な地域づくりを進めていくことが重要であることから、広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、地域の暮らしを支える医療・福祉などの都市機能や生活必需サービスを持続させていくとともに、地域特性を活かした産業振興・雇用創出や移住・定住の促進、関係人口・交流人口の拡大といった取組を進めることができます。

また、A I や I C T 、ロボットなどの技術の進展により、人々の生活が大きく変化しており、全国を上回るスピードで人口減少と高齢化が進行している本道においては、産業分野における人手不足や地域における医療・福祉・交通・教育などのサービス確保といった課題の解決に向けて、様々な分野での人手不足を解消し、新たな付加価値を生み出すD Xを推進することが求められています。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

地方分権の推進に向けて、連携協約や事務の代替執行など新たな広域連携制度を創設する地方自治法の改正や、これまで15次にわたる地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の成立に伴い、義務付け枠付けの見直しや権限移譲が進展し、市町村の果たす役割が増大しています。

こうした中、北海道においては、人口1万人未満の小規模市町村が約71%を占めており、市町村が将来にわたって行政サービスを提供できるよう、様々な分野で広域連携による持続可能な地域づくりを進めていくことが重要となっています。

道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室及び道央の6つの連携地域において、それぞれのエリアの特性を活かした地域づくりが可能となるよう、道と市町村が連携・協働し、広域的な視点から効果的な政策の展開に努めていくことが必要となっています。

このように、多様な北海道の価値を最大限に活かし、地域の暮らしを支えるための基盤整備を広域的な視点から総合的かつ効果的に推進することにより、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域づくりを進め、北海道が自立的に発展できるよう努めていくことが、より一層重要になっています。

[北海道の総合振興局・振興局と他都府県との比較]

総合振興局 ・振興局名	人口（人）A	面積（km ² キロ）B	人口密度 A/B	他都府県との面積比較	
				都府県名	面積（km ² ）
空知	260,206	5,792	44.9	三重県	5,774
石狩	2,373,015	3,540	670.3	鳥取県	3,507
後志	190,810	4,306	44.3	富山県	4,248
胆振	362,735	3,698	98.1	奈良県	3,691
日高	59,647	4,811	12.4	和歌山県	4,725
渡島	359,271	3,937	91.3	滋賀県	4,017
檜山	30,428	2,630	11.6	佐賀県	2,441
上川	459,327	10,619	43.3	岐阜県	10,621
留萌	38,969	3,446	11.3	鳥取県	3,507
宗谷	56,538	4,626	12.2	京都府	4,612
オホーツク	256,098	10,690	24.0	岐阜県	10,621
十勝	321,232	10,832	29.7	岐阜県	10,621
釧路	208,795	5,996	34.8	茨城県	6,098
根室	67,754	8,499	19.7	広島県	8,478
合計	5,044,825	83,422	64.3	—	—

(備考1) 面積は国土地理院『令和7年全国都道府県市区町村別面積調(7月1日時点)』(小数点以下四捨五入)。
人口は住民基本台帳人口(令和7年1月1日現在)。

(備考2) 人口密度(根室、合計)については、北方領土分の面積(5,003 km²)を除いて算出している。

(備考3) 「他都府県との面積比較」の欄では、各総合振興局・振興局と面積値が近い都府県と比較している。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

本計画は、『道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「法」という。）』第7条第1項及び『道州制特別区域基本方針（平成19年1月30日閣議決定。以下「基本方針」という。）』に基づき策定するものであり、北海道における広域行政の推進のための目標及びそれに伴う国から移譲を受ける特定事務等を定めます。

また、本計画は、北海道総合計画に基づく特定分野別計画として位置づけられており、北海道における地域づくりに際して、広域行政の推進における取組の基本的な方向性を明らかにするものです。

ア 目標

この計画は、将来の道州制導入の検討に資するため、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ることを目的とします。

イ 計画期間

基本方針3の(2)に基づき、平成19年度から令和12年度までの24年間を計画期間とします。

ウ 移譲範囲

この計画は、法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定めるものです。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

国、都道府県、市町村の関係について、これまでの中央主導の全国画一的なシステムから地域の実情に即した住民主導の行政システムへと転換を図り、地域のことは地域で決めることができる分権型社会の構築を目指して、国から道への事務・権限の移譲とともに、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう、「道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成17年3月策定、令和6年3月改訂。以下「移譲方針」という。）に基づき、道から市町村への権限移譲に取り組むほか、定住自立圏構想をはじめ広域的な連携を活用した持続可能な地域づくりや、道の出先機関である総合振興局・振興局の地域づくりの拠点としての機能の強化を図ることにより、地方分権の一層の推進に努めます。

a 道から市町村への事務・権限移譲の推進

道から市町村への事務・権限の移譲については、移譲方針に基づき、補完性の原理の考え方方に立って、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を果たすことができるよう市町村への権限移譲を進めています。

令和8年度は、167市町村に対し61の権限を移譲することとしており、今後とも、市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への事務・権限移譲を進めていきます。

b 市町村の行財政基盤の強化

北海道は、人口1万人未満の小規模市町村が約71%を占め、また、行財政環境は依然として厳しい状況にあり、全国を上回るスピードで進む人口減少問題に的確に対応し、今後も、市町村が持続的に多様な行政サービスを提供していくた

めには、市町村の行財政基盤の強化はもとより、地域の実情に応じた広域的な連携が重要です。道では、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想による広域連携の取組を推進するとともに、これら国の制度を活用できない地域に対し、平成27年度以降、地域づくり総合交付金等により地域の実情に応じた広域連携の取組を積極的に支援しています。令和7年2月には、上川地域で「上川管内地域連携・協創推進会議」が設置され、市町村の連携により様々な課題に柔軟に対応できる体制づくりが進められるなど、広域連携に向けた機運が高まってきています。

市町村合併については、「市町村の合併の特例に関する法律」が延長されており、必要に応じて「北海道市町村合併推進構想」（平成18年7月）に基づき、市町村や道民への情報提供などに努めてきました。

今後も市町村が様々な行政サービスを持続的に提供できるよう、定住自立圏など国の広域連携制度の活用を図るほか、地域の実情や特性に応じた本道独自の取組を進めるなど、広域連携による持続可能な地域づくりを進めていきます。

c 地域を重視した道政の推進

広域分散型社会の北海道では、総合出先機関として14支庁を設置していましたが、道州制や道州制特区、市町村合併などの地方分権に関する改革の動きが急速に進んできしたことから、長期的な視点に立った改革の方向性や改革事項の大枠を明らかにした「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月）に基づき、具体的な検討を進めてきました。

その後、新しい支庁が担う役割や支庁の体制・機能の考え方などを示した「広域事務に関する基本フレーム」の案などに基づき地域との議論を進め、平成22年4月に「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」を施行しました。条例の施行に伴い、総合振興局・振興局の組織体制の整備や局長の権限強化を図るとともに、地域づくりに向けた支援機能を強化しました。

今後とも、総合振興局・振興局が「地域づくりの拠点」として、市町村など地域の関係者と緊密に連携し、広域的な見地から地域固有の特性や課題を踏まえた施策を推進できるよう取り組んでいきます。

(イ) 行政の効率化

道においては、目前に迫った赤字再建団体への転落を回避し、持続可能な行財政構造の確立を目指すため、平成17年度に「新たな行財政改革の取組み」を策定し、平成18年度から13年間にわたる職員給与の独自縮減措置（給料月額の縮減など）を行ったほか、平成17年度から平成28年度までに知事部局職員数を35%削減することを目標とした職員数適正化に取り組むなど、他の都府県をしのぐ行財政改革に努めてきました。

また、平成28年度からは、「行財政運営方針」に基づき、こうしたこれまでの改革の成果を持続しつつ、行政サービスの質の維持向上に取り組むとともに、道政課題への対応と規律ある財政運営との両立を目指してきました。

今後も、限られた行財政資源を最大限活用し、実効性の高い政策を推進していくため、A I や R P A、I C Tの積極的な利活用や、政策評価を通じた施策・事務事業の一層の精査などを進め、中長期的な視点のもと、機動的で持続可能な組織体制の構築や財政の健全化に取り組むほか、国から道、道から市町村への権限等の移譲や国の規制・関与の縮小について国へ働きかけるなど、地方分権に向けた取組を通して、国、道、市町村の適切な役割分担の下で、効率的な行財政運営に努めます。

(ウ) 北海道の自立的発展

北海道は、面積でオーストリア、人口でニュージーランド、総生産でウクライナと同規模であるなど、一国にも匹敵する面積、人口及び経済力を有しており、我々道民が創意工夫を図り、主体的に行動することにより、北海道の潜在力などを活かし、大きく飛躍し、発展する可能性を秘めています。

道としては、北海道の自立的発展に向けて、平成19年度以降「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」などの事務・事業の移譲を受け、また、将来の道州制を展望し、平成19年12月以降、国に権限移譲等の提案を行ってきました。

国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法や農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく監督権限（注）の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきています。

今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら提案を積み重ね、北海道の自立的発展を目指していきます。

(注) 平成27年4月に食品表示法が施行され、JAS法に基づく食品表示に関する監督権限の規定については、食品表示法に移管された。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

道では、平成16年4月に道州制プログラム、平成19年6月に「地域主権型社会のモデル構想2007」を策定し、地域主権型社会の実現に向けて、道から市町村への権限移譲などの取組を推進しております。

また、道州制特区推進法に基づき、地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図るため、国への権限移譲などの提案を6回にわたり行っております。

こうした中、法第7条第2項第2号に基づき、道が国から移譲を受けている事務・事業等（3及び4で詳述します。）と併せて実施する広域的施策の内容を、次のとおり定めます。

（1）地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供

生活保護法に基づく医療機関（医療扶助）及び介護機関（介護扶助）の指定など、公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務を道において一元的に実施するとともに、指定後においても、必要に応じて、医療機関等からの報告を求めるなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域の実情に即した公費負担医療等を適切に提供するための環境整備を推進します。

（2）商工会議所に対する許認可手続等の円滑化

商工会議所に対する許認可等については、特定商工業者に対する負担金の賦課の許可など、従前から道が行ってきたものに加え、平成19年度以降国から移譲されている定款変更の認可、解散の認可等も含めて、円滑かつ迅速な実施に努め、申請団体の利便性の向上を図ります。

（3）鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく道が行う鳥獣の捕獲等の許可手続について、国から移譲されている麻醉薬を使用する猟法による鳥獣の捕獲等の許可事務を含め、総合振興局・振興局と本庁が緊密に連携し、許可申請者の利便性の向上及び許可手続の円滑かつ迅速な実施を図ります。

（4）保安施設の整備等による森林の保全

道が行う保安施設の整備等については、国から移譲された民有林直轄治山事業を平成19年度及び平成20年度に行い終了しましたが、引き続き、道において保育、植栽事業等と併せて総合的かつ計画的に整備することにより、北海道の良好な森林環境の保全を図ります。

（5）砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進

道が行う砂防設備の整備等については、国から一部の移譲をされた直轄通常砂防事業（注1）を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における土砂災害対策を効果的に推進します。

(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築

道が行う道路の整備等については、国から移譲されている開発道路（注2）も含め、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における安全・安心な道路網の構築を図ります。

(7) 河川の整備等による治水対策の推進

道が行う河川の整備等については、国から移譲された二級河川に係る直轄事業（注3）を平成22年度から平成27年度まで行い終了しましたが、引き続き、道において計画的かつ一体的に整備及び維持管理を行うことにより、北海道における治水対策を効果的に推進します。

(8) 地域医療を担う医師の確保

道が設立団体である公立大学法人札幌医科大学の医学部収容定員については、国の関与を受けずに北海道の医師不足の状況などに応じて変更していくことにより、北海道における将来の地域医療を担う医師の育成と安定的な確保を図ります。

(9) 水道水の安全性及び安定供給の確保

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務を全て道が実施するとともに、認可後においても、必要に応じて、事業者に対して施設の改善の指示等の監督を行うなど、道として必要な役割を果たしていきます。これらの取組を通じて、地域住民のライフラインである水道水の安全性及び安定供給の確保を図ります。

[用語の説明]

(注1) 直轄通常砂防事業：高度の技術を要するなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国土交通省が直接施行するもの（火山砂防事業を除く）。

(注2) 開発道路：国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認めた一定区間の道道や市町村道において、新設・改築・維持補修などを本来の道路管理者に代わって国土交通省が行う制度。国から移譲されているのは、国土交通大臣が指定する改築に関する事業。

(注3) 二級河川に係る直轄事業：国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認めた一定区間の二級河川において、改良工事、維持修繕などを本来の河川管理者に代わって国土交通省が行う事業。国から移譲されたのは、国土交通大臣が指定した改良工事。

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定（法第12条関係）

ア 現 状

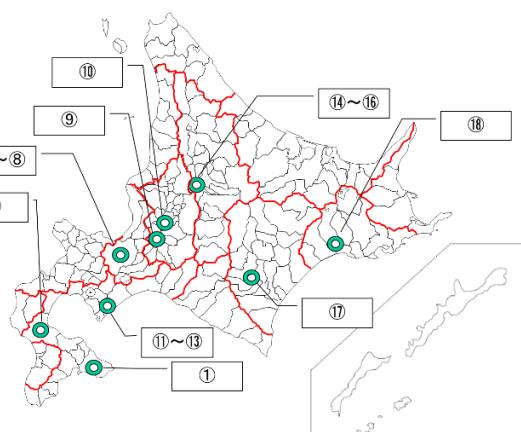
生活保護法に基づく医療扶助等の公費負担医療等を提供する指定医療機関の指定等に関する事務は、大半を占める道、市町村又は民間が開設した医療機関等（医療機関：4,114機関、介護機関：6,441機関（令和7年7月現在））に加え、平成19年度から国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等も含め、道が一元的に行ってています。

[道内に所在する国等が開設する医療機関等に係る公費負担医療機関の指定状況]

	医療機関の名称	生活保護法 (医療扶助)	生活保護法 (介護扶助)
道 南	①函館医療センター（函館市）	○	—
	②八雲病院（八雲町）	○	—
道 央	③北海道がんセンター（札幌市）	○	—
	④北海道医療センター（札幌市）	○	—
	⑤自衛隊札幌病院（札幌市）	○	—
	⑥北海道大学病院（札幌市）	○	—
	⑦札幌北辰病院（札幌市）	○	○
	⑧北海道病院（札幌市）	○	—
	⑨北海道中央労災病院（岩見沢市）	○	—
	⑩北海道中央労災病院せき損センター（美唄市）	○	○
	⑪登別病院（登別市）	○	—
	⑫登別病院訪問看護ステーション（登別市）	○	○
	⑬登別市地域包括支援センター ゆのか（登別市）	—	○
	⑭旭川医療センター（旭川市）	○	—
	⑮旭川医科大学病院（旭川市）	○	—
道 北	⑯旭川医療センター訪問看護ステーションはなさき（旭川市）	○	○
	⑰帯広病院（帯広市）	○	—
十勝 釧路	⑱釧路労災病院（釧路市）	○	—

◆国等が開設する医療機関等の指定状況

- 令和7年7月31日現在、道内では、国等が開設した医療機関が18あり、地域別では、道南連携地域で2、道央広域連携地域で11、道北連携地域で3、十勝連携地域で1、釧路・根室連携地域で1となっています。
- そのうち、公費負担医療機関として指定されているのは、生活保護法に基づく医療扶助が17、介護扶助が5となっています。



イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道厚生局）が行っていた国（独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した医療機関等に係る次の事務を平成19年度からは道が実施しています。

[生活保護法に基づく事務①（医療扶助関係）]

- ・医療機関の指定（生活保護法第49条）
- ・指定医療機関の指定の更新（生活保護法第49条の3）
- ・指定医療機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第50条の2）
- ・指定医療機関の指定の取消し（生活保護法第51条第2項）
- ・指定医療機関に係る告示（生活保護法第55条の3）
- ・指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第1項）
- ・指定の更新の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条第3項）
- ・指定医療機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

[生活保護法に基づく事務②（介護扶助関係）]

- ・介護機関の指定（生活保護法第54条の2第1項）
- ・指定介護機関からの変更等の届出の受理（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2）
- ・指定介護機関の指定の取消し（生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第51条第2項）
- ・指定介護機関に係る告示（生活保護法第55条の3）
- ・指定介護機関に係る指定の申請書の受理（生活保護法施行規則第10条の6第1項）
- ・指定介護機関からの処分を受けた旨の届出の受理（生活保護法施行規則第14条第3項）
- ・指定介護機関からの指定の辞退の申出の受理（生活保護法施行規則第15条）

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、次の体制により、効果的かつ効率的に実施します。

- ・ 福祉事務所は、医療機関及び介護機関からの指定申請等を受理し、道の本庁に送付します。
- ・ 道の本庁は、指定申請等の審査及び指定を行い、指定等の内容を福祉事務所に通知するとともに、告示します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2（1）に掲げる「地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供」と併せて着実に実施しています。

また、国以外が設置した医療機関等の指定事務については、従前から道が担ってきたところであり、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において指定事務を実施することにより、地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供の実現を図ります。

オ 効 果

国以外が設置した指定医療機関等の生活保護の公費負担医療等の指定事務は、従前から道が行ってきたところであり、平成19年度から国等が開設した医療機関に関する指定事務の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

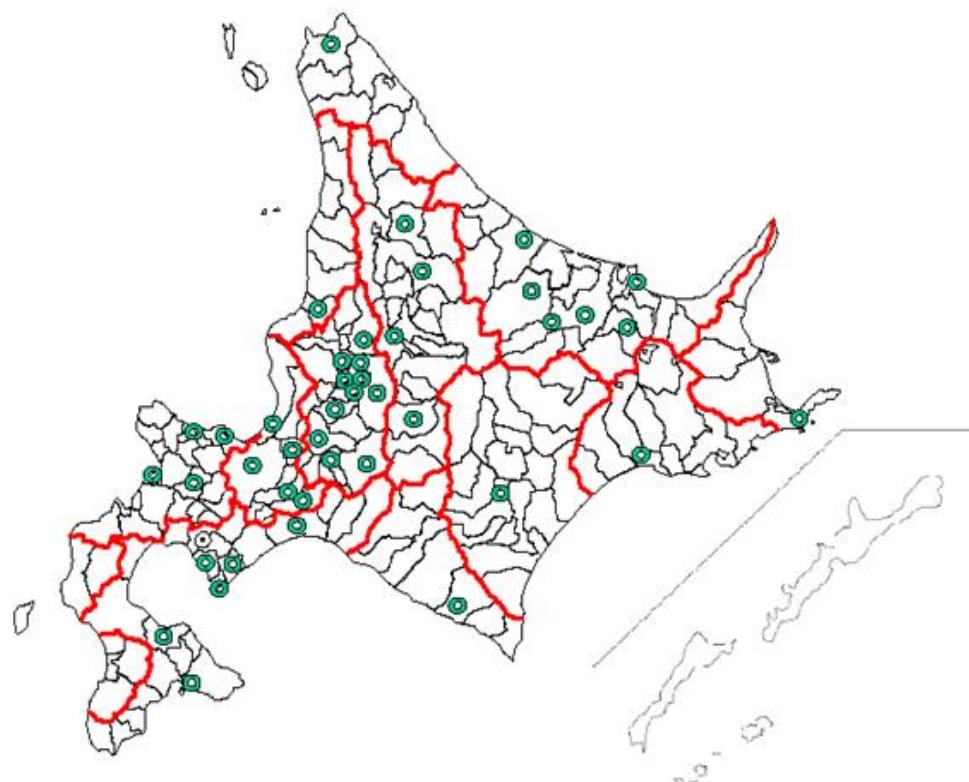
(2) 商工会議所に対する監督の一部（法第13条関係）

ア 現 状

商工会議所に関する許認可等の事務については、事務の内容により、経済産業省本省、北海道経済産業局、道がそれぞれ実施していたため、申請者は、申請内容により、それぞれの機関に別途手続を行う必要がありました。しかし、国（北海道経済産業局）が行ってきた事務の一部を平成19年度から道が実施しています。

[道内の商工会議所の設置状況]

連携地域名	団体名
道南連携地域	函館、森
道央広域連携地域	札幌、江別、千歳、恵庭、石狩、小樽、余市、岩内、俱知安、岩見沢、滝川、深川、栗山、砂川、美唄、芦別、上砂川、夕張、歌志内、赤平、室蘭、苫小牧、伊達、登別、浦河
道北連携地域	旭川、富良野、名寄、士別、留萌、稚内
オホーツク連携地域	北見、網走、紋別、遠軽、美幌、留辺蘂
十勝連携地域	帯広
釧路・根室連携地域	釧路、根室



◆道内の商工会議所の設置状況

道内には、令和7年4月1日現在で、市部を中心に42の商工会議所が設置されています。

イ 特定事務等の内容

従前は国（北海道経済産業局）が行っていた下線部の事務を平成19年度からは道が実施しています。

[商工会議所法に基づく事務]

所 管	主 な 事 項
経済産業省本省	<ul style="list-style-type: none">・名称使用の許可、設立認可の取消し など
北海道経済産業局	<ul style="list-style-type: none">・設立の認可、意見の聴取（商工会議所法第46条第4項において準用する同法第27条第3項）、認可又は不認可の通知（商工会議所法第46条第4項及び第60条第4項において準用する同法第28条）・定款変更の認可（商工会議所法第46条第3項） （目的（①）、名称（②）、地区（④）（商工会議所法第25条））・勧告、解散の認可（商工会議所法第60条第3項）、合併の認可など
道	<ul style="list-style-type: none">・特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工業者法定台帳の作成期間の延長及び延長の通知、負担金の賦課の許可・定款変更の届出の受理 （目的（①）、名称（②）、地区（④）を除く定款記載事項 （商工会議所法第25条））・報告の受理 など

（備考1）破線部の事務は、定款変更の認可、解散の認可に係るものに限り平成19年度から道に移譲されている。

（備考2）上記のほか、定款変更の認可の受理に関する事務（商工会議所法第46条第2項及び商工会議所法施行規則第6条第1項）、解散の認可に係る申請書の受理に関する事務（商工会議所法第60条第2項及び商工会議所法施行規則第8条）についても平成19年度から道に移譲されている。

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、当面、道の本庁において、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2（2）に掲げる「商工会議所に対する許認可手続等の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、従前から特定商工業者に対する負担金の賦課の許可等、商工会議所に対する様々な許認可事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、より円滑に許認可事務を進めています。

オ 効 果

平成19年度から商工会議所に関する許認可等の事務の一部（目的、名称等に係る定款変更の認可など）の移譲を受けた結果、地域に身近な道が一元的に行うことにより、申請者の利便性の向上が図られています。

(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可（法第16条関係）

ア 現 状

麻酔薬を使用する猟法で野生鳥獣の捕獲等をしようとする場合には、知事の捕獲許可とは別に、国の危険猟法による捕獲等の許可を受けなければなりません。

この危険猟法による鳥獣の捕獲等の許可手続については、環境省北海道地方環境事務所（札幌市）とその地方機関である釧路自然環境事務所（釧路市）の2箇所が行っていましたが、平成19年度からは道が行っています。

◆危険猟法（麻酔薬の使用）許可件数の推移

麻酔薬を使用する猟法については、主に学術研究や [過去3年間の許可件数]

保護収容を目的に鳥獣の捕獲等を行う場合に用いられ、

年間の許可実績は、10件程度で推移しています。

R4	R5	R6
13	12	10

イ 特定事務等の内容

従前は国が行っていた次の事務を平成19年度からは道が実施しています。

[鳥獣保護管理法に基づく事務]

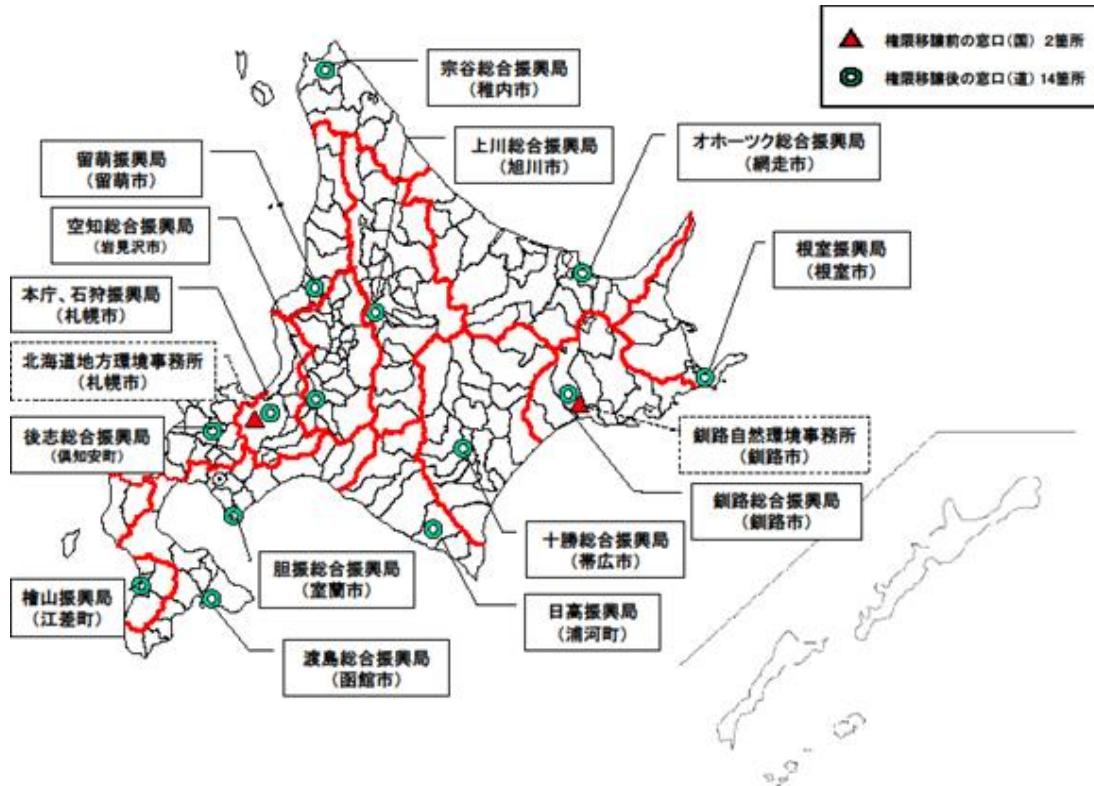
- ・危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可（鳥獣保護管理法第37条第1項及び第3項）

～以下は上記の許可に係るものに限る。～

- ・申請の受理（鳥獣保護管理法第37条第2項、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第46条第1項）
- ・有効期間の設定（鳥獣保護管理法第37条第4項）
- ・条件の付与（鳥獣保護管理法第37条第5項）
- ・危険猟法許可証の交付（鳥獣保護管理法第37条第6項）
- ・危険猟法許可証の再交付（鳥獣保護管理法第37条第7項）
- ・危険猟法許可証の返納の受理（鳥獣保護管理法第37条第9項、鳥獣保護管理法施行規則第46条第7項）
- ・必要な措置の命令（鳥獣保護管理法第37条第10項）
- ・許可の取消し（鳥獣保護管理法第37条第11項）
- ・必要と認める書類の提出要求（鳥獣保護管理法施行規則第46条第2項）
- ・危険猟法許可証の再交付申請書の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第4項）
- ・氏名又は住所の変更の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第5項）
- ・危険猟法許可証の亡失の届出の受理（鳥獣保護管理法施行規則第46条第6項）

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、鳥獣の捕獲区域を管轄する道の総合振興局・振興局（捕獲区域が2以上の総合振興局・振興局の管轄区域にわたるものにあっては、道の本庁）が行い、本庁及び総合振興局・振興局が緊密に連携し、円滑かつ迅速な実施に努めます。



エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2(3)に掲げる「鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化」と併せて着実に実施していきます。

また、道では、鳥獣保護管理法第9条の規定に基づく知事の所管する捕獲の許可の事務を担っており、平成19年度から移譲されている当該事務と併せ、道において、円滑かつ迅速に実施していきます。

オ 効 果

平成19年度から鳥獣の捕獲等の許可の事務の移譲を受けた結果、鳥獣の捕獲等の許可の事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲の許可の事務とを一元的に実施することにより、窓口が一本化され、許可申請者の手続が軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の円滑化及び迅速化が図られています。

(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止

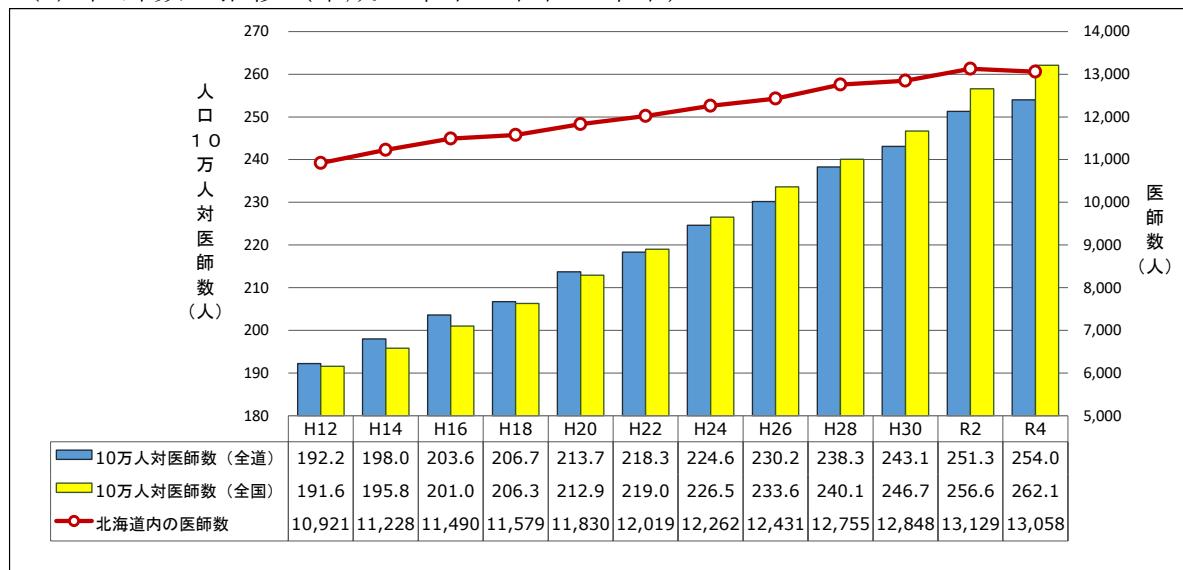
ア 現 状

大学の収容定員を変更した場合は、学校教育法施行令第26条第1項の規定により、収容定員を記載すべき学則を変更した旨を文部科学大臣へ届け出なければならないこととされています。

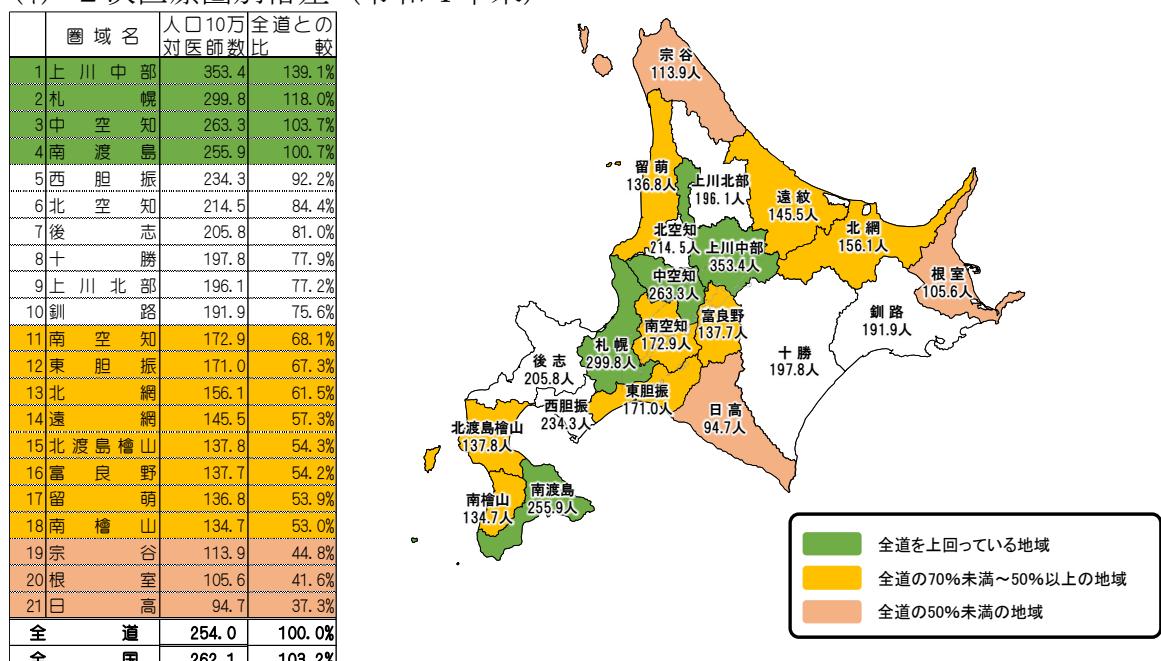
[北海道の医師の現状]

北海道の医師数は、人口10万人当たりで全国平均を下回っているほか、地域偏在が著しく、多くの地域で医師不足の状況にあります。

(ア) 医師数の推移 (平成12年末～令和4年末)



(イ) 2次医療圏別格差 (令和4年末)



区分	全国	北海道				
		全道	市部	町村部	最大圏域	最小圏域
医療施設	327,444	13,058	12,264	794	札幌圏 7,177 (55.0%)	南檜山圏 27 (0.2%)
従事医師数		(100.0%)	(93.9%)	(6.1%)		
人口10万対医師数	262.1	254.0	288.2	89.8	上川中部圏 353.4 (139.1%)	日高圏 94.7 (37.3%)
		(100.0%)	(113.5%)	(35.4%)		

イ 特定事務等の内容

平成21年度より公立大学法人札幌医科大学の収容定員を変更した場合には、学則変更についての文部科学大臣への届出が不要となりました。

ウ 特定事務等の実施体制

当該事務については、北海道医療対策協議会における議論を踏まえ、道と公立大学法人札幌医科大学が協議しながら活用していきます。

エ 広域的施策との関係

当該事務は、この計画の2（8）に掲げる「地域医療を担う医師の確保」を実現するために有効に活用していきます。

オ 効 果

令和7年4月1日に令和12年度までの入学定員を102名から110名に変更した学則を施行し、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待されています。

今後とも、収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施することにより、医師不足が深刻な北海道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行うことが可能となります。

(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

ア 現 状

水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可に関する事務は、給水人口が5万人を超える水道事業（河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下これらを「特定水源水道事業」という。）に限る。）及び1日最大給水量が2万5,000m³を超える水道用水供給事業については、国（厚生労働省本省）が所管していましたが、平成21年度からは道が行っています。

平成20年度まで、水道事業にあっては19事業者を、水道用水供給事業にあっては4事業者を、国（厚生労働省本省）が所管していました。

なお、それ以外の事業については、道が所管していました。

◆道内の水道事業者数等		(平成21年3月31日現在)	
事業区分	国所管	道所管	
水道事業		給水人口5,001人以上	給水人口5,000人以下（簡易水道）
事業者数	19事業者	82事業者	322事業者
給水人口	約400万人	約99万人	約39万人
水道用水供給事業			
事業者数	4事業者		1事業者

イ 特定事務等の内容

従前は国（厚生労働省本省）が行っていた次の事務を平成21年度からは道が実施しています。

[水道法に基づく事務①]

（水道事業（特定水源水道事業であって、給水人口が5万人を超えるものに限る。）関係）

- ・水道事業の認可（水道法第6条第1項）
- ・水道事業の認可に係る申請書の受理（水道法第7条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第7条第3項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の付与（水道法第9条第1項（同法第10条第2項において準用する場合を含む。））
- ・水道事業の認可に係る変更の認可（水道法第10条第1項）
- ・水道事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第10条第3項）
- ・水道事業の認可に係る水道事業の休止及び廃止の許可（水道法第11条第1項）
- ・水道事業の認可に係る水道事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第11条第3項）
- ・認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第13条第1項）
- ・水道事業の認可に係る料金の変更の届出の受理（水道法第14条第5項）
- ・水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可（水道法第14条第6項）
- ・水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第24条の3第2項）
- ・水道事業の認可の取消し（水道法第35条第1項）
- ・水道事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
- ・水道事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
- ・水道事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）

- ・水道事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
- ・水道事業の認可に係る給水の停止の命令（水道法第37条）
- ・水道事業の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令（水道法第38条第1項）
- ・水道事業の認可に係る供給条件の変更（水道法第38条第2項）
- ・水道事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
- ・合理化の勧告（水道法第41条）
- ・地方公共団体による水道施設等の買収の認可（水道法第42条第1項）
- ・地方公共団体による水道施設等の買収に係る裁定（水道法第42条第3項）

[水道法に基づく事務②]

- (水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5,000m³を超えるものに限る。)関係)
- ・水道用水供給事業の認可（水道法第26条）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る申請書の受理（水道法第27条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
 - ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第27条第3項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
 - ・水道用水供給事業の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与（水道法第29条第1項（同法第30条第2項において準用する場合を含む。））
 - ・水道用水供給事業の認可に係る変更の認可（水道法第30条第1項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る変更の届出の受理（水道法第30条第3項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可（水道法第31条において準用する同法第11条第1項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る水道用水供給事業の全部の廃止の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第11条第3項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る給水開始前の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第13条第1項）
 - ・水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が効力を失った旨の届出の受理（水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項）
 - ・水道用水供給事業の認可の取消し（水道法第35条第1項）
 - ・水道用水供給事業の認可の取消しの要求の受理（水道法第35条第2項）
 - ・水道用水供給事業の認可の取消しに係る弁明の機会の付与（水道法第35条第3項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る施設の改善の指示（水道法第36条第1項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告（水道法第36条第2項）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る給水の停止の命令（水道法第37条）
 - ・水道用水供給事業の認可に係る報告の徴収及び立入検査（水道法第39条第1項）
 - ・合理化の勧告（水道法第41条）

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（法第7条第2項第4号口関係）

ア 現 状（平成19年事業移譲時）

民有林直轄治山事業は、民有林治山事業のうち、①事業費の総額が50億円以上であるとき、②当該事業が高度の技術を要するとき、又は③当該事業の及ぼす利害の影響が一の都府県の区域を超えるときのいずれかに該当し、かつ、国土保全上特に重要なものと認められるものであって、国が事業を実施するものです。

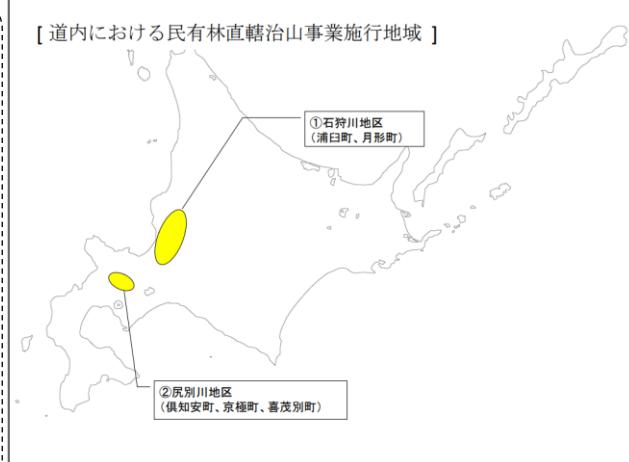
道内では、平成18年4月1日時点において、石狩川地区及び尻別川地区の2地区（道有林）において、国が民有林直轄治山事業として治山施設整備を実施するとともに、道が補助治山事業として保育、植栽等の森林整備を実施していましたが、事業移譲とともに、流域内の民有林における治山施設整備と森林整備を総合的かつ計画的に実施することが必要となっていました。

◆道内の民有林直轄治山事業の実施状況

道内の民有林直轄治山事業は、石狩川地区は昭和46年度から、尻別川地区は昭和47年度から、それぞれ実施し、完了しました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①石狩川地区	浦臼町 月形町	空知
②尻別川地区	俱知安町 京極町 喜茂別町	後志

【道内における民有林直轄治山事業施行地域】



イ 事業の内容

従前は国（林野庁北海道森林管理局）が行っていた石狩川地区及び尻別川地区の治山施設の整備に係る次の事業を平成19年度及び平成20年度に道が実施しました。

[石狩川地区]

工事目的	渓床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	浦臼町473並びに月形町892の1及び字ポンベツ
工事内容	航空追肥、床固工ほか
参考	近隣で補助治山事業を実施（保育（月形町））

[尻別川地区]

工事目的	渓床、山腹等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	俱知安町字高嶺及び喜茂別町字比羅岡
工事内容	谷止工、植栽工、床固工ほか
参考	近隣で補助治山事業を実施（植栽・保育ほか（俱知安町））

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局森林室において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

- ◆ 石狩川地区：空知総合振興局森林室（岩見沢市）
- ◆ 尻別川地区：後志総合振興局森林室（俱知安町）

エ 広域的施策との関係

石狩川地区の事業は平成19年度までに終了し、また、尻別川地区の事業については平成20年度までに終了しており、現在、北海道において国が実施している民有林の直轄治山事業はありません。

しかし、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2（4）に掲げる「保安施設の整備等による森林の保全」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成19年度から民有林の直轄治山事業の一部の移譲を受けた結果、国が行う治山施設の整備と従前から道が行ってきた保育事業、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となりました。

(2) 直轄通常砂防事業の一部（法第7条第2項第4号イ関係）

ア 現 状（平成22年事業移譲時）

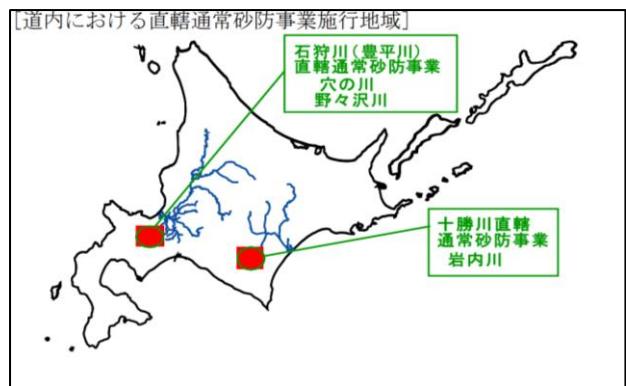
直轄通常砂防事業は、通常砂防事業のうち、高度な技術を要する、あるいは工事費が多額であるなど、一定の要件を満たす砂防事業で、国土交通大臣が告示したものについて、国が事業を実施するものです。

道内においては、石狩川水系及び十勝川水系において実施されていますが、平成22年度に事業の一部が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

◆道内の直轄通常砂防事業の実施状況

道内の直轄通常砂防事業は、石狩川水系は昭和46年度（豊平川は昭和57年度）から、十勝川水系は昭和41年度から、それぞれ実施されています。

地区名	関係市町村	総合振興局 ・振興局名
①石狩川水系	札幌市	石狩
②十勝川水系	帯広市	十勝



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた石狩川水系及び十勝川水系の砂防施設に係る次の事業を平成22年度から平成27年度まで道が実施しました。

[石狩川水系]

工事目的	渓床、渓岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	穴の川及び野々沢川
工事内容	えん堤工、床固工、護岸工ほか

[十勝川水系]

工事目的	渓床、渓岸等の安定を図り、下流への土砂の流出を抑止する。
工事箇所	岩内川
工事内容	えん堤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2(5)に掲げる「砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成22年度から直轄通常砂防事業の一部の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある既存の砂防設備の管理も含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となりました。

(3) 開発道路に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ハ関係）

ア 現 状

開発道路に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の道道や市町村道において、新築、改築、維持補修等を本来の道路管理者に代わって実施するものです。

道内においては、美唄富良野線等5路線において実施されていましたが、平成22年度に事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行っています。

◆移譲事業の実施状況

移譲された開発道路は、5路線について昭和47年度から順次実施されています。

路線名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①美唄富良野線	美唄市 富良野市	空知
②名寄遠別線	遠別町	留萌
③北檜山大成線	せたな町	檜山
④北進平取線	厚真町	胆振
⑤富良野上川線	東川町 美瑛町	上川



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた美唄富良野線等5路線の開発道路に係る次の事業を平成22年度から道が実施しています。

なお、名寄遠別線を除く4路線に係る事業は、令和5年度までに終了しました。

[美唄富良野線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	主要道道美唄富良野線の一部(15.5キロメートル)
工事内容	橋梁工、トンネル工、土工ほか

[名寄遠別線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道名寄遠別線の一部(7.8キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[北檜山大成線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北檜山大成線の一部(5.6キロメートル)
工事内容	トンネル工ほか

[北進平取線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道北進平取線の一部(1.6キロメートル)
工事内容	トンネル工、土工ほか

[富良野上川線]

工事目的	交通不能区間の解消による交通ネットワークの構築等を図る。
工事箇所	一般道道富良野上川線の一部(15.6キロメートル)
工事内容	土工、路盤工ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施します。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、この計画の2（6）に掲げる「道路の整備等による安全・安心な道路網の構築」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成22年度から開発道路に係る直轄事業の移譲を受けたところであり、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となっています。

(4) 二級河川に係る直轄事業（法第7条第2項第4号ニ関係）

ア 現 状（平成22年事業移譲時）

二級河川に係る直轄事業は、国土交通大臣が北海道の開発のため特に必要と認め、指定した一定の区間の二級河川において、改良工事、維持修繕等を本来の河川管理者に代わって実施するものです。

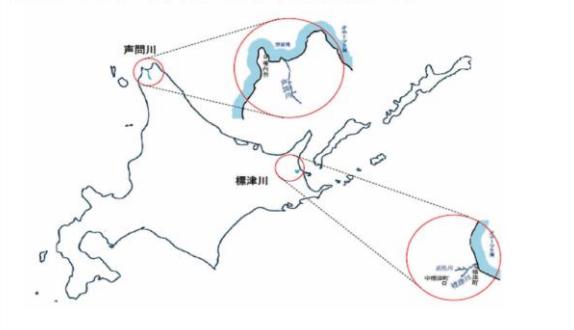
道内においては、2地区において実施されていましたが、平成22年度に事業が移譲され、道が計画的かつ一体的に整備を行うことが必要となっていました。

◆移譲事業の実施状況

移譲された二級河川に係る直轄事業は、2地区について昭和28年度から実施されていました。

地区名	関係市町村	総合振興局・振興局名
①声間川水系	稚内市	宗谷
②標津川水系	標津市 中標津市	根室

【道内における二級河川に係る直轄事業実施地域】



イ 事業の内容

従前は国（国土交通省北海道開発局）が行っていた声間川水系及び標津川水系の二級河川に係る次の事業を平成22年度から平成27年度まで道が実施しました。

[声間川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	声間川水系の一部
工事内容	河道掘削ほか

[標津川水系]

工事目的	洪水等による災害の発生を防止する。
工事箇所	標津川水系の一部
工事内容	築堤盛土ほか

ウ 事業の実施体制

当該事業については、事業実施地区を所管する道の総合振興局又は振興局において、地域の実情を的確に把握しながら、効果的かつ効率的に実施しました。

エ 広域的施策との関係

当該事業は、平成27年度までに終了していますが、将来、当該事業が発生した場合、この計画の2（7）に掲げる「河川の整備等による治水対策の推進」と併せて着実に実施していきます。

オ 効 果

平成22年度から二級河川に係る直轄事業の移譲を受けた結果、地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の区間（道管理部分）と一緒に整備することで、地域の実情に応じた事業の実施が可能となりました。

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

広域行政の推進に資するため、道と国の中間機関等が連携・共同して、事務、事業を実施してきており、今後も、国の中間機関等との情報交換などを密接に行い、創意工夫を図りながら、一層の広域行政の推進を図ります。

No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果
1	国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実	厚生労働省	(内容) ・国と道の連携を一層強化し、臨床研修体制の充実、強化を図る。 ・平成17年以降、北海道厚生局と道が協力し、北海道臨床研修病院等連絡協議会及び北海道ブロック臨床研修制度協議会の合同開催や、学生向けの臨床研修病院説明会を定期的に実施している。 (効果) ・道内の臨床研修病院、国、道相互の連携強化により、効率的な研修医確保対策が図られている。
2	共同データベース構築による法人設立届出の一本化	財務省	(内容) ・国と道で申告情報の共有化を図るなど、引き続き一層の連携を図る。 (効果) ・国における申告情報等について、電磁的記録媒体の提供を受けるほか、法人設立ワンストップサービスによるデータの共有化が行われており、連携が図られている。
3	税務に関する相談や広報事業の共同実施	財務省 市町村	(内容) ・確定申告期における3税の税務相談窓口の設置や3税に関する広報及び租税教育を実施している。 (効果) ・確定申告期において、3税の相談窓口の設置を含めた各種取組を実施しており、納税者の利便性の向上が図られている。 ・3税に関する広報及び租税教育に係る活動について、相互が連携した取組を通じて、納税者等に税に関する理解が深まっている。
4	国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携	環境省	(内容) ・国と道の巡視区域が重複する箇所における情報共有のための連絡体制の整備や各種会議等の場を活用した情報交換等により、相互の連携が図られている。 (効果) ・相互の連携により、より効果的な巡視活動の実施や事故等の未然防止等につながっている。
5	国有林と民有林が一体となった森林づくり	農林水産省	(内容) ・林政連絡会議及び治山事業連絡調整会議を毎年定期的に開催している。 ・これまでに、国と自治体等が森林整備協定を25件締結した。森林共同施業団地については、16地区で設定している（令和2年9月1日現在）。 ・森林の観光資源としての活用を図るため、国有林及び道有林の見どころの紹介や森林づくり活動を行うフィールドの提供等に取り組んでいる。 (効果) ・北海道の森林の過半を占める国有林と民有林が一体となった森林づくりを進めることにより、道産木材の安定供給や森林の有する多面的機能の高度発揮が図られている。

No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果
6	異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施	国土交通省 市町村	(内容) ・平成16年度から北見市を先進モデル地区として検討会、共同訓練等を実施し、現在は各地域道路防災連絡協議会において管内自治体等と豪雪に関するワーキンググループを開催し事業を実施している。 (効果) ・国と自治体が連携・共同して事業を行うことにより、豪雪など異常気象時における道路の除排雪について、連絡体制の確立及び情報共有により速やかな対応ができるほか、関係機関が共同でシミュレーションを実施することで円滑な対応が可能となり、地域防災力の向上や地域住民の安全・安心の確保に寄与している。
7	国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化	国土交通省 市町村 等	(内容) ・気象情報や道路通行止めといった管理情報について、一元化・共有化を図るシステムを構築している。 (効果) ・それぞれの機関が持つ映像や情報などを一元管理することにより、1機関では不足している情報を補完し合い、よりきめ細かい情報を得ることが可能となり、それにより迅速かつ的確な施設管理を行うことが可能となっている。
8	防災体制や防災装備の一元的な管理・運用	国土交通省 内閣府 総務省	(内容) ・国と道は、連携を密にしながら円滑な災害対策に努めており、また、防災ヘリ等の防災装備を一体的に活用している。 (効果) ・道が設置した災害対策本部への連絡要員の配置など災害情報の共有により的確な防災体制をとり、防災装備の一体的な運用を図ることで、迅速かつ効果的な災害対応が可能となっている。
9	農作物被害調査の共同実施	農林水産省 市町村	(内容) ・農作物被害調査連絡会議の下で、農作物被害単価等の情報交換を行った上で、被害調査を実施している。 (効果) ・国の統計機関が算定する被害単価の活用は、的確な被害金額の算出につながっている。
10	バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携によるIT・バイオ産業クラスターの創出	経済産業省	(内容) ・国と道の密接な連携により、協調した支援施策の展開によるバイオ産業の振興、中小企業のIT利活用の促進、IT産業の振興を図っている。 (効果) ・バイオ産業行政協働会議(C7北海道)を活用して、道と国の相互の事業を連携して行っており、北海道におけるバイオ産業クラスターの創出に寄与している。
11	国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成	厚生労働省 経済産業省 市町村 等	(内容) ・道、北海道労働局、北海道経済産業局により、「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」を策定し、関係機関の連携した取組を実施している。 (効果) ・関係者が連携し、就業支援等雇用創出に向けた事業を実施することにより、求職者の就職促進等に成果を上げている。
12	国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携	厚生労働省	(内容) ・道、北海道労働局、北海道経済産業局が策定した「雇用創出のための連携・共同に関するプログラム」の取組として、道と北海道労働局が連携し、U・Iターンに係る職業紹介事業を実施している。 (効果) ・北海道労働局と道が連携することにより、道外のU・Iターン希望者と道内企業の情報の提供から就職決定まで行うことができ、利用者の利便性が高まっている。また、U・Iターンフェアは、道外求職者と多くの道内企業が直接、面談できる貴重な機会として個人・企業からも好評を得ている。

No.	事業名	関係機関等名	内容及び効果
13	地域の観光資源を活用したプロモーション事業 【旧：ビジット・ジャパン事業に関する連携】	国土交通省	(内容) ・ビジット・ジャパン事業に関する連携により、訪日外国人観光客の誘致施策の効率的かつ効果的な展開を図っている。 (効果) ・北海道運輸局と道が連携して事業を実施することにより、来道外国人観光客の長期的（平成9年度～）な増加傾向に寄与している。
14	国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施	農林水産省	(内容) ・国や自治体が一体となった推進体制を整備し、地域づくりやグリーンツーリズムの取組などを総合的に推進している。 (効果) ・教育旅行の受入拡大に伴い、農家民泊の数が増加するなど、都市農村交流の重要性について理解が広がっている。
15	国と道による国営農地再編整備事業の共同実施	農林水産省	(内容) ・国営農地再編整備事業の緊密な連絡調整を図るため、連携会議を設置し、運営する。 (効果) ・事業推進に重要な農地再編構想や営農計画、土地利用再編計画などの各種の検討及びこれらの総合的な調整等を行っており、事業の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
16	食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施	農林水産省	(内容) ・食糧法に基づき米穀生産出荷団体等が作成する「生産調整方針」の認定に関する指導業務などを共同で行っている。 (効果) ・国と道が連携・共同して、地域協議会等の指導を行うことにより、需要に応じた生産による米の需給の安定や地域の特色ある魅力的な产品的な産地づくり等の円滑かつ効果的な推進に寄与している。
17	道内における食育推進活動の共同実施	農林水産省	(内容) ・「どさんこ食育推進協議会」等の場で、北海道の食育の総合的な推進について検討しながら、関係者が一体となって食育の取組を行っている。 (効果) ・食生活の多様化による栄養バランスの崩れなどに伴い、健康面での影響が懸念される中、豊かで健全な食生活を実践する「食育」の取組を関係者が一体となって行ってきたことから、道民の「食育」に対する理解が浸透してきている。
18	第3種、第4種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施	農林水産省	(内容) ・事業計画策定に当たり、国と道の連携を深めて第3種、第4種の漁港に関わる計画上の課題を共同で検討している。 (効果) ・計画の策定及び変更を行う際に必要な資料の作成において、国と地方の両方の視点から効率的で効果的な検討をすることができ、北海道の第3種、第4種の漁港の的確な事業、整備が行われている。
19	C I Q業務への地方公共団体職員派遣	法務省 財務省 厚生労働省	(内容) ・地方公共団体職員の派遣によるC I Q業務の一部補完などにより、C I Q業務の円滑化、迅速化を図る。 (効果) ・平成18年度及び平成19年度の2年間、札幌入国管理局において、行政実務研修員として道、帯広市及び旭川市の職員各1名の受けを行い、C I Q業務の円滑化、迅速化が図られた。

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

(1) 基本的な考え方

この計画における広域的施策については、その推進状況、効果を的確に把握するとともに、この計画に基づき国から移譲を受ける事務、事業等の実施によりもたらされる地域社会や北海道経済への影響等を含め、適切に評価します。

また、このような作業を通じて、移譲を受けた事務、事業等を道が行うことについての有用性を検証するとともに、道民からの意見、提言や作業により得られた知見などを踏まえて、新たな事務、事業等の移譲や条例の制定範囲の拡大などについての提案に結びつけていきます。

なお、評価に当たっては、できる限り定量的かつ総合的な評価に努めるなど、客観性の確保に努めます。

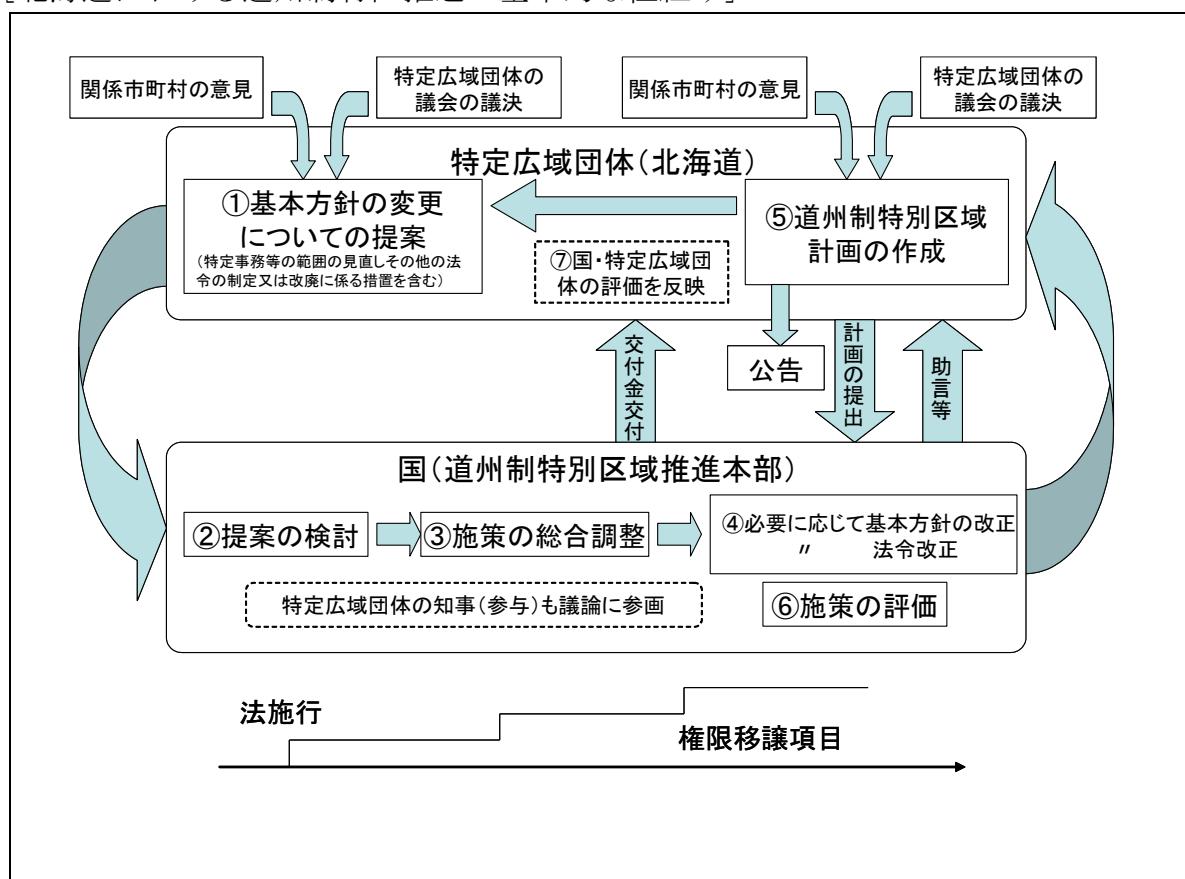
(2) 作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等については、フォローアップ作業を通じて把握するとともに、毎年度、その結果を内閣総理大臣に報告することとします。

また、評価作業は、フォローアップ作業の結果を踏まえて行うこととし、それぞれの広域的施策や移譲を受けた事務、事業等の実施による知見を整理の上、適切な時期にその結果を内閣総理大臣に報告することとします。

なお、これらの作業結果については、広く道民に公表することとします。

[北海道における道州制特区推進の基本的な仕組み]



7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国から移譲を受けた事務、権限について

道では、平成19年4月に「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務」など5つの事務、事業について、また、平成22年4月に、直轄通常砂防事業の一部、開発道路に係る直轄事業及び二級河川に係る直轄事業の移譲を受けて、事業を実施してきました。

また、平成19年12月以降、国に権限移譲等を求める提案を行い、平成20年12月に「札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」、平成21年4月に「水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」に関する事務の移譲を受けて、事務を実施しています。

国から道に移譲された事務、事業については、これまで道が実施していた事務、事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られています。

一方で、一部の権限の移譲を受けた事務については、依然として、窓口が国と道に分かれていることや、移譲に伴い必要となる財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題となっています。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

道民や市町村などからいただいた意見などを基に、有識者からなる北海道道州制特別区域提案検討委員会（以下「委員会」という。）において幅広い視点から審議が行われ、委員会からの答申を基に、道としては、パブリックコメントなどの手続を経て、これまで6回33項目について、国に権限移譲等を求める提案を行ったところです。

道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道州制や道州制特区に関して道民の理解や関心を高める意義があったものと考えています。

さらに、第6回目まで国に提案した項目のうち28項目は、道の提案の趣旨に沿って所要の措置が行われ、このうち、「JAS法に基づく監督権限の移譲」や「維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」など20項目については、通知の発出など全国措置されたところです。

道に認められた権限移譲はもとより、全国措置されたものについても、提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、北海道の自立的な発展につながっています。

[国から北海道に移譲されている事務・事業]

移譲開始年度	移譲事務・事業名
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定 商工会議所に対する監督の一部 調理師養成施設の指定 鳥獣保護法（現鳥獣保護管理法）に係る危険獣法（麻醉薬の使用）の許可 民有林の直轄治山事業の一部
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 直轄通常砂防事業の一部 開発道路に係る直轄事業 二級河川に係る直轄事業

(備考) 「調理師養成施設の指定」の事務は、平成27年度から全都道府県に移譲されたため、法の特例措置は廃止

[北海道の提案の状況]

提案時期	提案項目	国の対応
平成19年 12月	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更 ○労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大 ○J A S法に基づく監督権限の移譲 ○水道法に基づく監督権限の移譲 	4項目(○)について、政令の改正などの措置
平成20年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○国土利用の規制権限等の移譲 ○人工林資源の一体的な管理体制の構築 ○森林関係審議会の統合 ○廃棄物処理法に基づく権限の移譲 <ul style="list-style-type: none"> ・特定免税店制度の創設 ・国際観光振興業務特別地区の設定 ○企業立地促進法に基づく権限の移譲 ○外国人人材受入れの促進 ○地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 ○町内会事業法人制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・法定受託事務の自治事務化 	8項目(○)について、省令の改正などの措置
平成20年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ○維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止 ○道道管理権限の町村への移譲 ○福祉運送サービスに係る規制緩和 ○コミュニティハウスの制度創設 ○指定都市等の要件設定権限の移譲 	5項目(○)について、維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正などの措置
平成21年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ○「条例による法令の上書き権」の創設 ○国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示 ○郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大 ○過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置 ○健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設 	5項目(○)について、通知の発出などの措置

提案時期	提案項目	国の対応
平成23年 10月	○「ふるさと納税」のコンビニでの収納 ○自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大 ○北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大 ○税制上の優遇措置を受けられるN P O 法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化	4項目(○)について、通知の発出などの措置
平成26年 7月	○第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲 ○建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲 ・栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲	2項目(○)について、通知の発出などの措置

(備考) 「提案項目」の欄のうち、「・」を付している項目については、継続検討等の対応

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

道州制特区制度は、道が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、北海道が自立的に発展していくためには、本制度の活用を進め、地域のことは地域で決めることができる地方分権型社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

具体的な提案に当たっては、道はもとより、各地域の裁量権の拡大につながるよう、国家戦略特区や提案募集方式といった他の規制・制度改革に関する制度と一体的にアイデアを募集し、その実現に努めていくとともに、既に移譲を受けた事務・事業や、実現した規制・制度改革について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務・権限の移譲や規制・制度改革についても検討を進めます。

また、今後の本格的な事務・事業の移譲に向けて、必要な財源の確保が不可欠であることから、移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていきます。

こうした取組を通じて、道州制特区制度のより一層の有効活用を図りながら、一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域づくりを進め、北海道が自立的に発展できるよう努めています。